

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会理事選任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下「この法人」という)の定款第26条に基づく理事選任に関し必要な事項を定める。

(理事の種類)

第2条 理事は以下とする。

- ・職責指定理事:学術総会前会長、会長、副会長(次期会長、次々期会長)計4名
- ・理事選挙における選出理事:25名
- ・理事長推薦理事:若干名

(定数)

第3条 理事の総数は、定款第25条の規定により20人以上40人以内とする。

(選出方法)

第4条 職責指定理事は、別に定める規定により選任されたものを任命する。

2. 選挙選出理事は代議員会における投票にて得票上位25名を選出する。
3. 理事長推薦理事候補者は、理事長候補者決定後、理事長候補者が推薦する。

(選挙人)

第5条 選挙人は理事選挙が行われる年の代議員選挙で選出された代議員とする。

(被選挙人)

第6条 被選挙人は理事選挙が行われる年の代議員選挙で選出された代議員で、以下の各号に該当するものとする。

1. 選挙が行われる年の12月1日に満65歳未満であること。
2. 選挙が行われる年の1月1日に連続7年以上の会員歴を有すること。

(選挙管理)

第7条 理事選挙は、選挙が行われる年の代議員選挙と同一の選挙管理委員会が管理する。

(選挙の公示および選挙人名簿)

第8条 理事選挙に関する公示は、選挙の行われる年の代議員選挙当選者確定後、10日以内に選挙管理委員会が選挙人および被選挙人有権者名簿を学会ホームページに掲載することで行う。

2. 選挙人および被選挙人はそれぞれの有権者名簿に誤記があると認めるときは、公示から7日以内に委員会に異議の申し立てをすることができる。委員会が異議の申し立てを認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

(選挙の時期)

第9条 理事選挙は、代議員選挙開票日から40日後までに実施しなければならない。

(投票)

第10条 理事選挙の投票は電子投票とし、会員情報システムを利用して行う。

2. 投票は無記名で行い、20名から25名の連記とする。

(無効投票)

第 11 条 理事選挙において、次の各号に掲げる投票は無効とする。

1. 定数を越える、または定数の 5 名減未満に投票したもの
2. 投票要綱に定められた以外の方法で投票したもの
3. その他、開票立会人が無効と認めたもの(投票記録の管理)

第 12 条 選挙管理委員会は、選挙の投票に関する記録(投票日時、アクセス記録、など)を、選挙結果が確定するまで厳重に保管しなければならない。

2. 記録の開示請求があった場合は、選挙管理委員長は理事長に報告し、選挙管理委員会および倫理委員会の合同審議に基づいて、理事長が適切に対処するものとする。

(開票)

第 13 条 選挙管理委員会は、選挙の投票終了後直ちに開票立会人の立ち会いのもとに開票しなければならない。

(理事選挙の当選者)

第 14 条 当選者は、得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。

2. 定数に達する順位の方が複数のときは、年長者から当選者とする。生年月日が同日の場合は、選挙管理委員長が抽選により決定する。

(当選者の公示)

第 15 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を速やかに理事長に報告するとともに、当選者名簿を全ての会員に公示しなければならない。

(理事の承認と確定)

第 16 条 第 2 条から第 14 条で選出された理事候補者を、その年の代議員会に諮り、承認を受けることにより、理事を確定する。

(実施要領)

第 17 条 選挙管理委員会は、本細則に定めるもののほか、理事選挙の日など、理事選出に必要な事項を別に定めることができる。

(改廃)

第 18 条 この細則の改廃には、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この細則は、2024 年 4 月 17 日より施行する。